

名古屋家庭裁判所委員会（第6回）議事概要

1 日時

平成18年5月24日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

奥田委員，加藤委員，柴田委員，武井委員，原委員，山口委員，山本委員，
荻原委員，津熊委員，熊田委員，丹羽委員

（事務担当者）

加島裁判官，安藤事務局長，菊山首席家庭裁判所調査官，関家事首席書記官，
福岡少年首席書記官，小林事務局次長，大畑次席家庭裁判所調査官，青木総務
課長，坂本家事訟廷管理官，天春総務課課長補佐，玉置総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介（前回欠席委員等）

(4) 委員長選出等

委員の互選により熊田委員を委員長に選任し，丹羽委員が委員長代理に
指名された。

(5) 前回の意見交換テーマ「最近の少年非行の傾向について」において提示さ れた意見に関し，福岡少年首席書記官から取組状況等を報告

(6) 「活発な裁判所委員会」調査（アンケート）に対する対応 当委員会の開催状況等について回答することとした。

- (7) 「家庭裁判所における面接交渉事件の概要」を加島裁判官から説明
- (8) 最高裁判所制作のDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき、考えなければならないこと」(面接交渉編，まとめ編)について制作の背景事情を大畑次席家庭裁判所調査官から説明の上，視聴
- (9) 家庭裁判所における面接交渉の実情について大畑次席家庭裁判所調査官から説明
- (10) 意見交換
テーマ「親子の問題について(面接交渉を中心にして)」について，意見交換を行った。
発言要旨は，別紙のとおり
- (11) 次回の意見交換のテーマ設定
「子供の養育に関する問題」(案)
- (12) 次回期日
平成18年11月10日(予定)
- (13) 閉会

(別紙)

(委員長)

御覧いただいたDVDの御感想を伺いたい。

(委員)

DVDを視聴して「あのよううまくいくといいな。」というのが率直な感想である。弁護士のところへ相談に来る人は互いに相手への不信感が強く、感情的に監護親が非監護親に対して子供を会わせたくないということもあり、説得してもDVDの「悪い例」のようになってしまう。また、非監護親は子どもから監護親の様子を探るようなことがあったり、監護親も警戒して子供からいろいろ聞き出し、それを弁護士に延々と説明することがある。弁護士としては親に対して「面接交渉は子供のため」と一生懸命に説明するがうまくいかないことが多い。親が冷静になって子供の視点に立つことができれば、ある程度落ち着いてうまくいくと思う。一般の人に理解してもらうにはこのDVDの内容は非常に良いと思った。リーフレットも活用しているが、リーフレットとDVDとではずいぶん印象が異なるので、DVDは見せるタイミングに配慮すれば、親が自分の対応を振り返る機会にもなる。したがって、DVDを貸し出すとか、調停の待合室で放映するとか、リーフレットを備え置くとかしてもらえれば、かなり効果があると思うし、弁護士としても依頼者に紹介したいと思う。

(委員長)

面接交渉をうまく行うためにどうしたら良いかという観点から御意見を伺いたい。

(委員)

「面接交渉」という言葉を初めて聞いたとき、「別れた子供と面会交流することが困難なときの親同士の話し合い」というような、問題のある場合のことだと思った。法律家でない者にとっては、「面接交渉」という言葉は理解することが難しく、マイナスイメージの印象を得た。したがって「面接交渉」を「別れた親

子の楽しい交流」などという言葉に置き換えてはどうか。「交渉」という言葉は双方の弁護士が争っているイメージがある。

(委員)

調停の当事者から「自分の子供と会うのに何が『面接交渉』だ。」と言われたことがある。また、当事者には「事件」という言葉にも抵抗があるようなので、少なくとも「面接交渉」という言葉は別の言葉に変えた方が良さそうな気がする。

(委員)

「面接交渉」という言葉は馴染みのない言葉である。こういう問題は家庭という点ではなくて地域という面で考えていかななくてはいけないと思う。誰もが知っていないとはならない問題であるから、「面接交渉」とはどのようなものかについて、地域住民にも分かるようなリーフレット等を作成して配布することを考えたらどうか。

(委員)

今回「面接交渉」という言葉を初めて知って勉強になった。DVDを含め、調停委員がうまく調整することで、夫婦の関係が子供を通して元のさやに収まってしまうまいかなあと思った。親双方に子供との面接についての約束事を守らせるうちに夫婦の関係にも良い影響を与えるのではないだろうか。

(委員)

「面接交渉」は堅い言葉というのが正直な感想である。DVDを見た第一印象は、「このようなことができるのなら、どうして離婚するのか。」ということである。子供にとって悪い方向性をなくすために親に対する教育が必要であると思った。離婚したら「面接交渉」というものが必要だということを親にもっと教えなくてはいけないと思った。

(委員)

離婚し妻が子供に会わせてもらえないケースを知っている。夫は妻の気持ちを理解してくれるが、姑等の周辺の者が子供との面接を拒否しているという例であ

ったが、その人には「子供も成長すると、いずれ自分自身の考えを持つようになることもあるかもしれないから、悩まないで。」とアドバイスしたことがある。年頃の子供がいる夫婦の離婚の件数に比べて「面接交渉」事件が申立として現れる件数は極めて少ないようだが、実際には面接交渉の申立には至らないが、子供に会いたいと思っている親はもっと多いのではないかと思うので、実際の数は分からないものか。また、「面接交渉」という言葉はもう少し柔らかい表現にして、会いたいという雰囲気を作ることが大切である。

(説明者)

事件として現れない「面接交渉の実際の数」については、正確には分からないが、いくつかのNPO法人が実態調査を行っている。これらの調査結果では、離婚した人の45パーセント前後が「面接交渉」を実施していると回答している。しかし、NPO法人等の調査は、回答者が200人から300人と少なく、離婚後の生活に関して高い意識を持っている人に限られている可能性があるため、このままでは正確な実態を反映しているとは考えにくい。このため、離婚後に養育費を受け取っている人の割合を参考にして、面接交渉を実施している人の割合を推測してみると、NPO法人の実態調査では、「養育費を受け取っている」人の割合は、「面接交渉を実施している」人の割合より高く、養育費を受け取っている人の約7割が面接交渉を行っていることになるとの結果である。ところで、養育費に関する調査は、厚生労働省が平成15年に実施している。この調査は、全国1800以上の無作為抽出の離婚世帯を対象に行ったもので、信頼性の高いものであるが、この調査では、「養育費を受けている。」又は「養育費を受けたことがある。」と答えた世帯が33パーセントとなっている。これを前提に、養育費受給者の約7割が面接交渉を行っているという目安を当てはめて考えると、約23パーセントという数値が導かれる。こうして見ると、あくまで推測ではあるが、離婚した世帯の20パーセントから25パーセント程度が、「面接交渉」を実施していると考えることが可能である。

(委員)

協議離婚の場合は子供のことが後回しになって、子供が犠牲になっている気がする。子供は遠慮がちになって親との面会を希望できない状況になっているのではないのかと思う。

(委員)

調停手続や調停に至る前の段階で、子供の要望はどのように取り上げられるシステムになっているのか。

(説明者)

調停手続について言うと、子供が親と面会しない旨述べているということで調査命令が出ることがある。私のこれまでの経験から言うと、虐待などがある場合は別として、特段の事情のない限り、親に会いたくない子供はいないというのが実情である。しかし、子供が監護親に対して話すことと、家裁調査官に対して話すこととが異なる場合があり、家裁調査官から子供に「家裁調査官に対して話したことを監護親に伝えてよいか。」と尋ねても、子供はそれを拒む場合がある。家裁調査官は子供の気持ちは把握できても、それを親にどのように伝えるかが悩ましいところがある。時には家裁調査官が子供に会っているいろいろな話をする等して、それを親にうまく伝え、理解してもらうことができ解決することもある。

(委員長)

調停に至る前の段階では、どのように子供の要望を取り上げているか伺いたい。

(委員)

弁護士として面接交渉の相談を受けたときには、調停手続があることを説明するが、それ以外には有効な手立てを探すことは難しい。当事者が近所の人などに相談すると、「会わせるなんてとんでもない。」という話になるらしい。一方が頑として会わせないという状況で、裁判所が関与しない事案では、子供の視点や意向がどこまで反映されているかは疑問である。裁判所のホームページ等でこれまでの裁判所の経験などを掲載してもらおうと、一般に広く知れ渡り、改善されて

いくのではないかと思う。

(委員)

調停の場合は、その手続の中で子供との面接に関して取り上げられると思うが、協議離婚の時には親には子供のことが意識として欠落しているのではないか。小さな子供がいるときには、子供との面接のことをきちんと決めておくこと、たとえば「子供のことを忘れて離婚してはいけません。」といったキャンペーンをする必要もあるのではないか。こうしたキャンペーンが行き渡ると、みんなの意識が変わって離婚する場合には子供のことを考えることが自然になるのではないかと思う。

(委員長)

親に対する働き掛けが大事だという意見が多いが、その方法はどのようなものがあるか伺いたい。

(委員)

親としては子供と会った方がよいのか、会わない方がよいのかということも考えなくてはいけないと思う。調停等の手続に至る前に、親が子供のことを子供の視点に立って考えることが重要だと思う。今視聴したDVDのようなマニュアルがあったならば親はどれほど助かるだろうかという気がした。離婚の届出をすると、今視聴したDVDと冊子が付いてくるという方式は取れないものか。未成年の子供のいる親の離婚の件数が年間20万件として、親の人数は40万人となる。1件につき500円としても2億円ということになり、それほど大きな金額ではないから、これくらい予算立てすることは可能であろう。それよりも、子供とどう付き合うかについてのマニュアルがあれば、親としても助かるのではないだろうか。

(委員長)

「面接交渉をすべきでない場合があるのか否か」という点についてもご意見を伺いたい。

(委員)

両家の間(双方の祖父母)の関係が悪く、親同士が話し合ってもうまく調整ができない場合には、子供にとっては祖父母から親の悪口を聞かなければならないような状態になってしまうこともあり、そのような状況で、面接交渉の話を持ち出すと子供が最も辛い立場に置かれることになると思う。親としては、子供のことを第一に考えて、あえて会わないという選択もあると思う。そして、子供に何かあったときには、いつでも会う、最大限の援助はできるようにしておく必要があると思う。いずれにせよ、親の権利を主張するだけでなく、子供の視点で面接を行うことが必要である。

(委員)

離婚してから次に子供のことをきちんと考えるような二段構えで考えてはどうか。親同士の離婚問題と子供の面接を一緒に解決しようとする、親が相手への不信感等から、子供の面接についてもきちんと解決できず、子供にとって悪影響を与えることになると思う。

(委員)

DVの事案については会わせることはできない。そもそも被害者側の居所を教えられないし、子供が危害を加えられる可能性もある。また、子供に会いたいという要望のない親もいる。せっかく苦労して面接交渉について合意しても、非監護親から一度も連絡がないようなケースもあり、このようなときには会わせないこともあるのではないかと思う。

(委員)

子供に会いたいが、子供への心理的な影響が大きいことやずっと子供と暮らすことができないことの苦しさから、会うことを我慢している親もいるので、ケース・バイ・ケースで考える必要があると思う。DVや新しい家族ができたようなときには配慮が必要だと思う。

(委員長)

「子供に会うことを拒絶されている非監護親への支援のあり方」や「子供との面接を希望しない親へのアドバイス」等についてもご意見があれば伺いたい。

(委員)

こういった問題は時間が解決するということもある。しばらくおいておくと感情も収まってきて話し合いができることもあると思う。

(委員)

離婚に関連して心身症状を訴える患者も増えている。少子化・高齢出産のため女性側としては、再婚しても子供を出産できない可能性もあり、また、男性側としては再婚が難しい年齢だったりするので、この子だけは自分の手元で育てたいと思う親も多く、さらに子供の祖父母にもそういう考えが強いことがあり、非常に難しい問題である。

(委員)

夫婦としてはうまくいかなかったが、子供を中心に考えて、父として母としてはよい親であることが大切だという教育が必要である。

(委員)

個人がどの程度成熟しているかによって子供との面会の成否が決まってくると思う。相手のことを思いやることができればよいが、今は自分中心という風潮があり、子供の面接だけに限らず、もっと深いところに問題があると思う。子供に会いたいと思っている親は子供を大事に思っているので会わせてあげたいと思うし、子供のことを中心に考えている親は子供にとっても良い親だと思う。そういった意識を生むためにも今視聴したDVDやリーフレット等を多くの人に見てもらうようにしたらよいと思う。

(委員)

幼い子が犯罪の被害者になる事件が増えているが、その点から見ても社会全体として弱い立場に対する愛情というものが欠けているのではないかと思う。子供を立派に社会に役立つよう育てるのが親の責任であり、それが理解できる親は子

供に会ってよいし、会うべきだと思う。そのためには、本日のように「面接交渉」をテーマとして取り上げ、議論をすることも大事であり、今まで多くの委員の方が述べられたようなキャンペーン等を行うことも大切だと思う。

司法制度改革が進められている中で、法曹界のやってきたことは分かりにくいという批判もある。「面接交渉」という言葉が分かりにくいということであれば、大胆に変えていくことも必要ではないかと思う。

(委員)

「面接交渉」は当初から法律にあったのではなく、止むに止まれぬことから法律にはなかったが裁判の中で出てきたもので、ネーミングもあまり検討しないままに付けられたと記憶している。一般に難しいと思われる法律用語の使い方については、本日、委員の方々からいただいた貴重な意見を参考にしたいと思う。離婚は最も憎しみあった男女の問題、子供は最も愛おしい存在であることから、感情の分離はなかなかできないと思われる。調停の場においては、「子供のためにもこの離婚という選択が最もよいかどうかということを考えてください。」と話している。子育ての重要性をじっくり考える必要がある。したがって、調停の場では「監護親だけが子供を養育していると疲れてしまうことがあるので、非監護親にも手伝わせることを考えたらどうか。その方が気分転換もできるし、今後の子供との関係もよりよいものになる。」と視点を変えて考えられるよう説得することで、非監護親にも子育ての責任を担ってもらい、親が二人で子供を育てるという意識を持ってもらうことが重要であると考えている。

(委員)

今言われたように視点を変えて考えるというような話をされることを当事者は望んでいると思う。一般の人には情報が少ないので、プロである家庭裁判所がリーフレットやホームページ等で正確な情報を伝えていくことが必要だと思う。離婚届出の時にリーフレット等を渡すという方法は非常に良いことだと思う。そこまで行かない状況であれば、区役所等の窓口にリーフレット等を備え置いてはど

うか。

(委員)

裁判所で調停手続のビデオを視聴したことがあるが、一般の人が先ほど視聴したDVDを視聴する機会があるとよいと思う。アメリカの例もあるように、子供を産むときに今後子供をどのように育てていくかというような教育プログラムができれば、調停になる場合も少なくなると思うし、調停になる場合でも事前に子供に対する接し方に関する教育がなされた上で調停に臨むのであるから、子供の視点に立つこともできると思う。それには、裁判所から広く社会一般に情報提供していくことが必要だと思う。

(委員)

政府の機関や民間等で、離婚後の子供の問題等を扱う機関はあるのか。

(説明者)

社団法人家庭問題情報センターという団体が最も大きな団体であると承知している。そこでは面接交渉がうまくいかなかったときに相談に乗って助言する等の対応を行っているが、その数は決して多くないと思われるので、十分な支援がなされているとは言えない状況である。

(委員)

裁判所だけでは限界があるので、民間の活力等を利用して、キャンペーンや支援を行うことで、親に対する教育プログラム等を提供・実践していくことができるのではないか。そうすれば、子供との面接の問題はもっと良くなると思う。

以 上